

大分県自主的環境配慮指針

平成22年3月
令和5年10月改訂

大分県生活環境部環境保全課

第1章 策定理由等

1 環境配慮指針の策定理由と位置づけ

本県の豊かな環境を将来にわたって保全し、より良いものとして次の世代へ引き継いでいくためには、各種の開発に当たって、環境への影響を抑制又は低減するための配慮が必要です。

本県では、開発の規模が大きく環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響評価を適切かつ円滑に行うために、平成11年3月に「大分県環境影響評価条例」を制定しました。

また、県が実施主体となる開発事業等^{注)}のうち、大分県環境影響評価条例の対象とならない小規模なものについては、環境の保全について適切な配慮がなされるよう、平成13年4月から「大分県環境配慮推進要綱」に基づく手続きを行い、自主的な環境の配慮に努めています。

一方、市町村や民間事業者等が行う開発事業等及び県の行う事業のうち、上記の条例もしくは要綱の対象とならない開発事業等については、環境に配慮した取組を推進するための具体的な方法を示すものとして、平成22年3月に「大分県自主的環境配慮指針」を策定し、全ての開発事業等において環境配慮が行われるようにしました。

本県の環境アセスメント制度の現状及び本指針の位置づけを図1に示します。

注) 開発事業等とは土地の形状の変更や工作物の新設等を行う事業をいう。

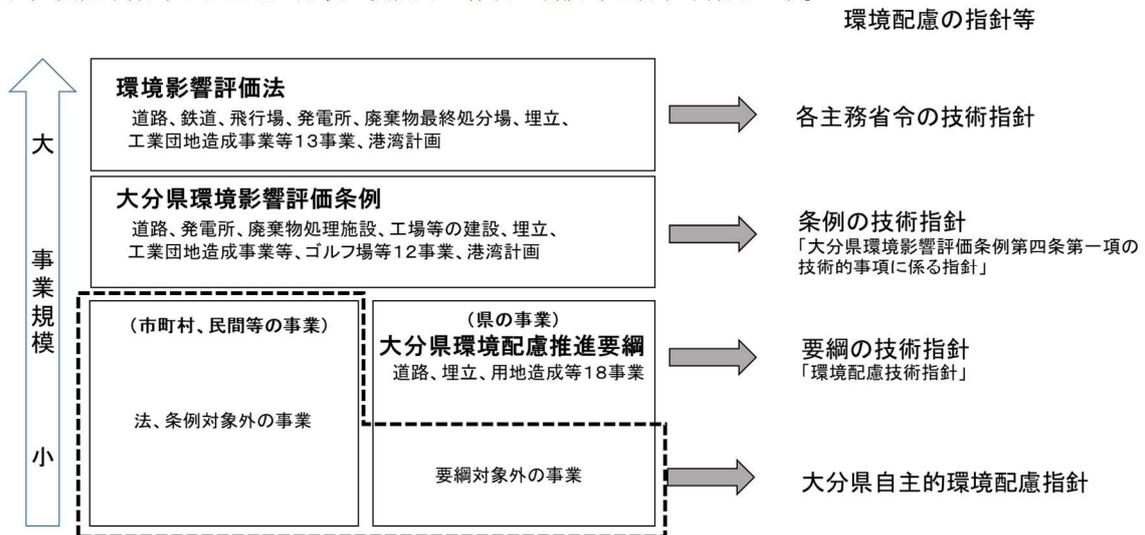


図1 大分県における環境アセスメント制度の現状及び本指針の位置づけ

この指針では、事業の種類別に環境配慮事項を示すとともに、各事業主体が効果的に環境配慮に取り組めるように、環境配慮の手順と考え方、事業特性の把握シート、地域特性の把握シート、環境関係法令の把握シート、事業別環境配慮検討チェックシート、法令等に基づく環境関連情報及び環境配慮の事例等を示しました。

2 環境配慮のための法令、条例等

(1) 環境基本法(平成5年11月、法律第91号)

我が国の環境政策の基本的な理念とこれに基づく基本的施策の総合的枠組みを示した法律であり、第20条に環境影響評価の推進が規定されている。

(環境影響評価の推進)

第20条 国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 環境影響評価法(平成9年6月、法律第81号)

環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するもの。

対象事業: 13事業1計画(道路、河川、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場、埋立て・干拓、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤整備事業、流通業務団地造成事業、宅地の造成の事業、港湾計画)

(3) 大分県環境影響評価条例(平成11年3月、県条例第11号)

環境影響評価について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するもの。

対象事業: 12事業1計画(県道・市町村道の建設、発電所の設置、廃棄物処理施設の設置、工場等の設置、公有水面の埋立又は干拓、流通業務団地造成事業、住宅用地造成事業、工場用地造成事業、運動又はレクリエーション施設用地造成事業、ゴルフ場造成事業、その他の土地開発事業、規則で定める事業、港湾計画)

(4) 大分県環境基本条例(平成11年9月、県条例第32号)

本県の環境の保全について、基本理念とこれに基づく施策の基本となる事項を定め、施策を総合的・計画的に推進するための条例であり、第12条に環境影響評価の推進が規定されている。

(環境影響評価の推進)

第12条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(5) 大分県環境配慮推進要綱(平成13年4月施行)

県が実施主体となる開発事業等について、自主的な環境配慮を行うために必要な手続その他所要の事項を定め、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを目的とするもの。

対象事業: 16事業2計画(埋立又は干拓、農村地域工業導入計画、産業廃棄物処理施設の建設、港湾計画、道路の建設、海岸の整備事業、ダム又は堰の建設、住宅団地造成事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業、流通業務団地造成事業、工業団地造成事業、農用地の造成事業、運動・レクリエーション施設用地造成事業、用地の造成事業、大学・研究施設の建設、建築物の建設、その他公共事業部局の長が必要と認める事業)

(6) 第3次大分県環境基本計画(平成28年3月策定、令和2年3月改訂)

県における環境の保全に関する長期的な目標及び施策の基本的方向を示した計画であり、第3章第6節基盤的施策の推進の中で環境影響評価の推進及び環境に配慮した取組の推進について、その施策の方向性を示している。

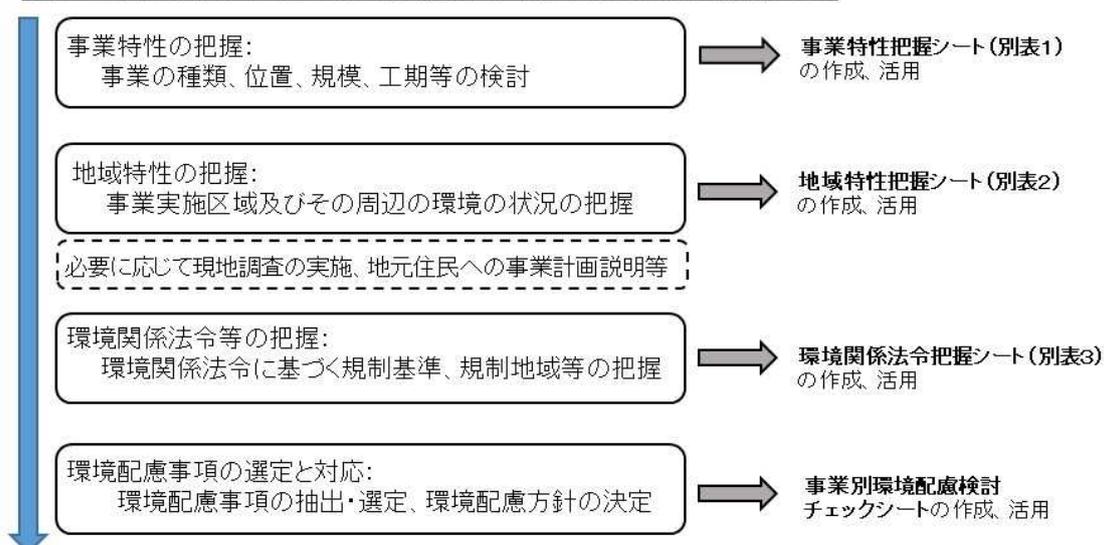
特に、開発事業における環境に配慮すべき事項については、構想段階、計画段階、実施段階、供用段階ごとに考え方を示している。

第2章 環境配慮の手順と考え方

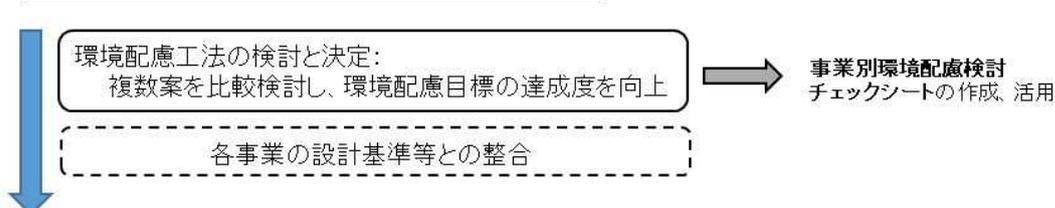
開発事業等の実施に当たっては計画、設計、工事、供用の全ての段階において、実行可能な範囲で環境への影響を最小限にする努力が必要です。

図2に環境配慮の一般的な手順を示します。

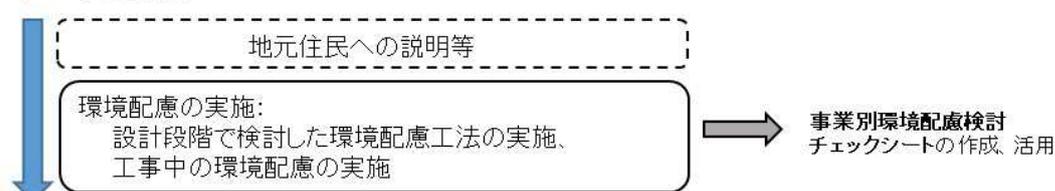
計画段階(基本計画、施設配置計画、概略設計等)



設計段階(比較設計、詳細設計等)



工事段階



供用段階

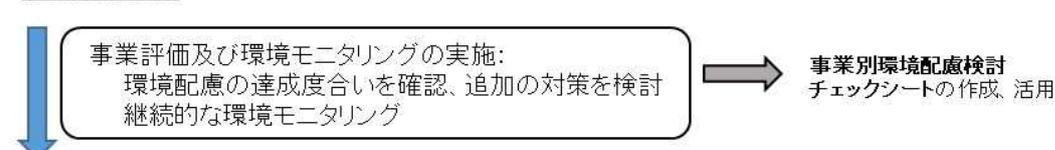


図2 環境配慮の手順

1 対象事業

大分県自主的環境配慮指針の対象は、環境影響評価法、大分県環境影響評価条例及び大分県環境配慮推進要綱の対象事業を除く、全ての開発事業等です。

2 環境配慮の手順

開発事業等の実施に当たっては、事業特性、地域特性及び環境関係法令等を正確に把握した上で環境配慮事項を選定し、具体的な施策を行います。また、実施後も環境配慮についての評価と監視を行います。

以下に各段階における具体的な作業の手順を示します。

(1) 計画段階

1) 事業特性の把握

事業特性の把握は、事業の持つ環境影響の種類、環境影響の強さ、環境影響の広がりなどに関わる要素を整理するために行います。

事業の具体的な計画や工法の案が定まっていない場合は、想定される複数の選択肢又はその時点で最も妥当と考えられるものを想定します。

事業特性は、「表1 事業特性把握事項」を参考にし、「別表1 事業特性把握シート」を作成することで把握します。

表1 事業特性把握事項

事業特性把握事項	具体例
事業の種類	<主に民間事業者が実施する事業> 宅地の造成、建築物の建設、工場の建設、農業・畜産施設の建設、商業施設・ビルの建設、観光・レジャー施設の整備等 <主に県・市町村が実施する事業> 道路の建設(農道・林道を含む)、河川の整備、堰の建設、工業団地の造成、土地区画整理等の造成、建築物の建設、農業・農村整備(ほ場、用排水路、ため池等)、港湾・漁港・海岸整備(埋立)事業、公園の整備等
事業の目的と効果	・事業の目的 ・事業の実施により期待する効果

事業実施区域の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の分類: 山地地域、里地地域、平地地域、沿岸海域、その他の別 ・ 区域の住所: 起点・終点等
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業の規模 <ul style="list-style-type: none"> ・ 造成面積、開発面積等 ・ 区間延長、車線数、幅員、湛水面積等 ・ 計画人口、埋立面積、処理能力、排ガス量、排出水量等 ② 事業の期間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事期間、供用開始予定時期等 ③ 施設の概要等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な施設の概要等 ・ 建築物の高さ等
その他事業に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土石の採取場、土捨場等 ・ その他

2) 地域特性の把握

事業実施区域及びその周辺地域の環境特性(以下、「地域特性」という。)の把握は、環境保全の観点から見てポイントとなる事項が何かを把握するために行います。

地域特性の把握に当たっては、環境上守るべき対象があるか、環境上の制約の大きい地域条件か、すでに環境が悪化している地域があるか、環境上どのように施策が行われている地域であるかといった点に留意する必要があります。

地域特性に関する情報は、「表2-1 地域特性把握事項(自然的状況)」及び「表2-2 地域特性把握事項(社会的状況)」を参考にして、「別表2 地域特性把握シート」を作成することで把握します。

地域特性を調べる際には、文献調査や聞き取りにより概要を把握するほか、必要に応じて現地調査を実施します。

地域特性が変化する可能性がある場合は、必要に応じてシートの再作成を行います。

表 2 - 1 地域特性把握事項（自然的状況）

地域特性把握事項 （自然的状況）	具体例
地形、地質、土壌の 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地形、地質の状況（形状、構造等） ・ 危険地形等の状況（浸水想定区域、地すべり区域、土石流発生危険区域、斜面崩壊危険区域等） ・ 土壌汚染の状況（現況、発生源の状況等） ・ 地盤沈下の状況（現況）
水象、水質等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川、湖沼、海域（海岸、干潟等）の分布状況 ・ 流量、流域、水質等の状況 ・ 名水や湧水の状況 ・ 地下水の状況（水位の変化、水質、揚水状況等） ・ 水質汚濁等の状況（現況、発生源の状況等）
気象、大気質、騒音、 振動、その他の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象の状況（気象の概況、地形等による気象特性等） ・ 大気汚染の状況（現況、発生源の状況等） ・ 騒音、振動の状況（現況、発生源の状況等） ・ 悪臭の状況（現況、発生源の状況等） ・ その他の状況（風害、日照障害、電波障害等の状況）
景観及び人と自然との 触れ合いの活動の場の 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観の状況（景観資源、主要眺望点の分布状況等） ・ 歴史的景観や景勝地、風致地区等の状況 ・ 巨木林・巨石群等の良好な景観の状況 ・ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況（野外レクリエーション施設の分布等）
文化財の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡、名勝、天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形文化財の有無 ・ 埋蔵文化財の有無
動植物の生息・生育 及び生態系の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物の状況（動物種、地域個体群、希少種等の生息状況等） ・ 植物の状況（植物種、植物群落、希少種等の生育状況等） ・ 生態系の状況（注目種等の生態、他の動植物との相互関係等） ・ 野生動植物の良好な生息、生育環境である地域の有無（湿原・平原、自然林、自然海岸、干潟、藻場、自然河川、溪流、その他人の活動の影響を受けていない地域等）

表 2-2 地域特性把握事項（社会的状況）

地域特性把握事項 （社会的状況）	具体例
人口及び産業の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・人口（人口分布及び推移） ・産業の状況（就業人口、出荷額等）
土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区画の状況 ・土地利用状況 ・土地利用計画等（都市計画法に基づく地域指定状況その他土地利用計画等）
河川、湖沼及び海域の 利用並びに地下水の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・水利用の状況（上水道、工業用水、地下水の利用状況等） ・公共用水域の利用状況 ・河川、湖沼等の利水状況 ・地下水の利用状況
交通の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・交通施設の分布（主要な交通施設（道路、鉄道、港湾等）の分布状況） ・幹線道路の自動車交通量 ・鉄道、船舶等の運行回数、利用者数等
環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の配置の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、病院、療養施設等の分布状況 ・集落の分布状況 ・中高層住宅の立地状況
下水道等の整備の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備状況及び処理人口、整備計画等 ・し尿処理場等の整備状況等 ・ごみ焼却施設、リサイクル施設等の整備状況
地域の環境への負荷に関する状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公害苦情の状況（公害苦情の発生件数や内容） ・廃棄物等の状況（発生量、再資源化量、処分量の状況等） ・温室効果ガス等の状況（排出量の状況等）

3) 環境関係法令等の把握

事業実施区域及びその周辺地域に設定されている環境関係法令と、その規制基準等を整理することで事業の実施に当たり必要な手続、環境保全に必要な情報を把握します。

環境関係法令等は「表 3 環境関係法令把握事項」を参考にして、「別表 3 環境関係法令把握シート」を作成することで把握します。

環境関係法令等は多岐にわたり、所管する部署も法令ごとに異なるため、第 4 章の環境関連情報の「表 5 環境関連情報担当課室」及び「表 6 市町村環境行政担当課」を参考に、関係法令等を確認してください。

規制基準等が変わる可能性がある場合は、必要に応じてシートの再作成を行います。

表3 環境関係法令把握事項

環境関係法令等把握事項	具体例
<p>公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気や水質の環境基準値及びその達成状況等 ・ 大気汚染防止法に基づく総量規制地域等の指定状況 ・ 騒音規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等 ・ 振動規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等 ・ 悪臭防止法に基づく区域の指定状況、規制基準等 ・ 水質汚濁防止法に基づく排水基準及び指定水域等 ・ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく瀬戸内海又は県の区域 ・ その他条例に基づく地域地区の指定状況、規制基準等
<p>自然環境の保全に関する法令に基づく地域、地区の指定状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園、国定公園、県立自然公園の区域 ・ 自然環境保全法に基づき指定された自然環境保全地域等 ・ 森林法に基づき指定された保安林の区域 ・ 特別保護樹木・保護樹林等の存在 ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき指定された生息地等保護区の区域 ・ 鳥獣保護及び狩猟に関する法律に基づき設定された鳥獣保護区の区域 ・ ラムサール条約に基づき指定された湿地の区域 ・ 環境省及び大分県のレッドデータブックに掲載された種の分布区域 ・ 沿道景観の保全等に関する条例に基づく沿道景観保全地区等 ・ 市町村の環境保全条例、水道水源保護条例等に基づく規制、水道水源保護区域
<p>資源等の保護・保全に関する法令に基づく地域、地区の指定状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産資源保護法に基づき指定された保護水面の区域 ・ 文化財保護法に基づき指定された史跡、名勝又は天然記念物 ・ 都市計画法に基づき指定された風致地区の区域等 ・ 温泉掘削に係る特別保護・保護地域の区域等
<p>一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法に基づく用途地域の指定等 ・ 砂防法に基づく砂防指定地 ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域 ・ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域
<p>国及び県・市町村の環境保全に関する施策に係る項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3次大分県環境基本計画及び市町村の環境基本計画 ・ 地域の環境保全計画及び環境保全目標の設定状況

4) 環境配慮事項の選定と対応

①環境配慮事項の抽出

事業特性、地域特性、環境関連法令等を把握する際に作成した「事業特性把握シート」、「地域特性把握シート」、「環境関係法令把握シート」等に基づいて、開発事業等が及ぼす環境への影響を想定し、環境配慮が必要と思われる事項を全て抽出します。

②環境配慮事項の選定

上記①で抽出した環境配慮事項に対して、「第3章 事業別環境配慮事項」に記載してある「環境配慮事項等」を参考にして環境配慮を行う事項を選定します。

③環境配慮方針及び具体的方策の決定

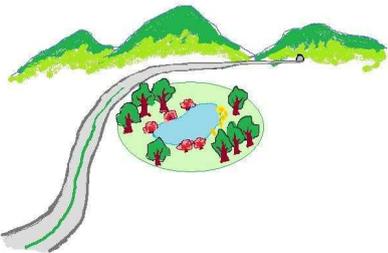
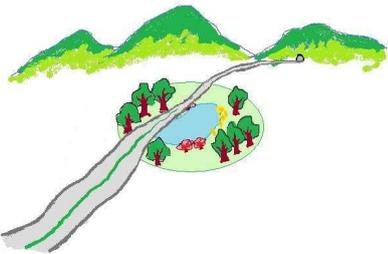
上記②で選定した環境配慮事項に対して、環境配慮の方針を決めます。

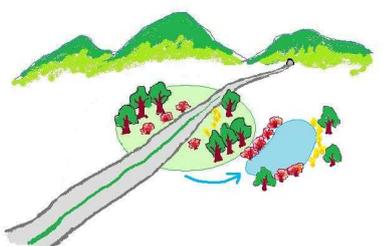
環境配慮の方針の検討に際しては、環境影響の『回避』を最優先に検討します。どうしても『回避』が困難な場合には環境影響の『低減』を検討し、それでも環境への影響が大きい場合のみ、『代償』措置の検討を行います。

表5に各環境配慮方針での環境保全措置及びイメージを示します。

環境配慮方針が決まったら「事業別環境配慮検討チェックシート」の「具体的方策」をチェックし、環境配慮事項の選定と対応に漏れや誤りがないかを確認します。

表4 各環境配慮方針での環境保全措置の内容

環境配慮方針	環境保全措置の内容	イメージ図
『回避』 優先順位 1番	事業の全体又は一部の内容や位置、配置を変更すること、事業の一部を実施しないことなどにより環境への影響を回避する措置 (具体例) ・事業内容の変更 ・事業実施区域の変更 ・施設の配置の変更 等	
『低減』 優先順位 2番	事業の程度や規模を制限すること、事業の工法を変更することなどにより環境への影響を低減、最小化する措置 (具体例) ・工事工程の変更 ・施設構造の変更 ・緑化、防音壁の設置 等	

<p>『代償』</p> <p>優先順位 3番</p>	<p>回避、低減が困難な場合に、事業の実施により損なわれる環境について、損なわれる環境と同一の場所で修復、再生する。</p> <p>あるいは、損なわれる環境と同等又はそれ以上の機能、価値を有する環境を近傍において確保、提供又は創出することにより、損なわれる環境を代償する措置</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全対象植物の移植 ・新たな生息地の創出 等 	
--------------------------------	---	--

(2) 設計段階

1) 環境配慮工法の検討と決定

計画段階で決定した環境配慮方針及び具体的方策に基づき、環境配慮工法の設計を行います。

設計は、それぞれの事業の設計基準と整合を取りながら行いますが、「第3章 事業別環境配慮事項」に記載している「環境配慮事項等」や「事業別環境配慮検討チェックシート」により、設計内容が環境配慮事項を達成しているか確認します。

なお、環境配慮事項の達成度を上げるためには施工位置、建物の構造・配置、環境保全設備の内容、工事の方法等について複数案の比較検討が必要となります。

(3) 工事段階

1) 環境配慮の実施

①設計段階で検討した環境配慮の実施

設計段階で作成した「事業別環境配慮検討チェックシート」を確認することで環境配慮工法を確実に実施します。

また、工事の実施中に環境配慮を必要とする事柄が新たに発生した場合は、計画段階の作業に戻って環境配慮の作業を行います。

②工事中の環境配慮の実施

工事の実施に際しては、「事業別環境配慮検討チェックシート」の工事の項目を参考にして、施工計画書を作成した上で工事に関する環境配慮を行います。

併せて、地元住民に対して工事内容を説明するとともに、必要に応じて工事の実施における環境配慮の内容などを説明して、事業の円滑な推進に努めます。

(4) 供用段階

1) 事業評価及び環境監視の実施

工事が完成して供用段階に入ったら、「事業別環境配慮検討チェックシート」等により工事前に想定した環境配慮事項の達成度合いを確認します。

確認により達成度合いが低いと判断された場合は追加の対策を検討します。

また、供用段階における環境配慮についても「事業別環境配慮検討チェックシート」等により監視を続けていきます。

3 指針の活用について

個別の事業を実施する際に、「事業別環境配慮検討チェックシート」等を活用することで、比較的容易に環境配慮事項達成のための具体的方策を検討することができます。

また、事業者が行政に対する各種申請や届出等を行う際に、自主的に実施した環境配慮の内容を示すことにより、当該事業が環境に配慮した事業となっていることをアピールすることができます。

なお、市町村が環境配慮指針等の策定を行う場合には、この指針を参考にしてください。

第3章 事業別環境配慮事項

ここでは、事業の実施にあたり、多くの事業に共通する環境配慮事項と事業別に異なる環境配慮事項を、具体的に行う環境配慮の例と合わせて、事業別・環境要素別に示します。

この環境配慮事項を参考に、別添の「事業別環境配慮検討チェックシート」により確認を行うことで、環境配慮の着実な実施や環境配慮の追加実施に努めることができます。

- …計画段階で検討する環境配慮事項
 ◎…設計段階で行う環境配慮事項
 ●…工事・供用段階で行う環境配慮事項

【1 各種事業共通事項】

環境要素区分	環境配慮事項等
【計画段階】 (特性把握と調査)	<p>○各シートの作成による特性把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業特性把握シート（別表1） ・地域特性把握シート（別表2） ・環境関係法令把握シート（別表3） <p>○現地調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存資料の収集、聞き取り、現地の確認等を行う。 ・必要に応じて、現地での環境保全のための詳細調査を行う。
【計画段階】 地域環境の保全	<p>○地域環境への影響の回避、低減</p> <p>事業の実施に伴う土地の改変等により、生活環境や自然環境への影響等が考えられるため、地域環境の保全や周辺土地利用等との整合を図りながら、事業の実施が周辺環境に及ぼす影響の回避や低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に保全が必要な地域については事業の回避を検討する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>自然海岸、藻場や干潟、景勝地、歴史的景観を有する地域 文化財、埋蔵文化財包蔵地、自然保護地域 貴重な動植物の生息地・生育地 等</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域や路線は複数案を検討し、地域環境への影響の回避、低減に努める。
【計画・設計段階】 景観	<p>○良好な町並みや快適な都市景観の保全と創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部や住宅地・商業地等においては現況の景観との調和に配慮して景観的な違和感が生じないような整備に努める。 <p>○歴史的景観の保全</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の風土、歴史、文化を把握し、当該地域における重要な歴史的景観の保全に努める。 ・風致地区等で歴史的な景観が存在している場合には、地元や専門家の意見を聞きながら景観の保全対策を行う。 <p>○景勝地における景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の観光資源ともなる景勝地の景観を損なう整備は出来るだけ回避する検討を行う。 ・防災工事等で整備が不可欠な場合には、地元や専門家の意見を十分に聞いて景観を阻害しない工法を検討する。
景観（緑化）	<p>◎周辺景観と調和した緑化・植栽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽は、開花期や紅葉など季節感を考慮した樹種を選定し、良好な景観を形成する。 ・緩勾配のり面への高木植栽や構造物周辺の緑化、余裕地の緑化を推進し、緑豊かなやすらぎ空間の維持、形成に努める。
景観（構造物）	<p>◎構造物の周辺景観との調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート構造物が周辺景観に与える影響を軽減するよう形状を工夫する。 ・地場産素材の採用や植栽に努めるなど、周辺景観との調和に配慮する。擁壁や護岸を設置する場合は、現地産の自然石による石積等の採用を検討することなどにより、周辺景観との調和を図る。
景観（案内看板等）	<p>◎案内看板や標識等の設置場所、構造、色彩等の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内看板や標識灯は、周辺景観に配慮して設置場所を決める。 ・構造、色彩は周辺景観との調和に努める。
【計画・設計段階】 文化財	<p>○◎指定文化財や埋蔵文化財包蔵地等の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分県遺跡地図等で周知遺跡等の文化財を把握し、必要となる場合は当該計画地を管轄する教育委員会と文化財の有無及び取扱いについて協議するなど、地域において大切にされている文化財の保護に努める。
【計画・設計段階】 動物・植物・生態系	<p>○◎希少種等の重要な動植物の生息・生育地の保全措置</p> <p>事業区域に希少種等の重要な動植物が確認された場合は、保全のための措置を環境配慮方針①から③の順番で検討する。検討に当たっては、必要に応じて専門家に相談する。</p> <p>① 回避</p> <p>植物の生息場所や動物の繁殖場所、避難場所、餌場など動植物の</p>

	<p>生育・生育地への影響を回避するよう努める。</p> <p>② 低減 生育・生育地への影響が回避できない場合は、計画の変更や縮小などで改変による影響を低減するよう努める。</p> <p>③ 代償 動植物の生息・生育域を消滅させるなどの重大な影響を回避できない場合は、代償措置を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喪失する環境と同等の環境の創出を検討する（ビオトープの設置等）。 ・植物であれば自然条件が同等で定着・生育ができる場所への移植を検討する。
<p>【設計段階】</p> <p>動物</p>	<p>◎動物の移動経路の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業によって生じる樹林帯などの緑地を、里山や雑木林等の緑地と隣接させることによって生物生息空間の連続性の確保に努める。 ・動物の移動に支障が生じる場合には、緑地の連続化や横断暗渠等により移動経路の確保を検討する。 ・小動物が道路側溝や用排水路、集水枡等に落下してもはい上がれる構造を検討する（小動物がはい上がれないコンクリートの直壁から階段式や緩勾配壁への変換等）。 <p>◎施設照明等による影響の低減の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境への影響の少ない光源の採用及び必要箇所以外の遮光に努める。 ・LED照明などの紫外線を抑えた光源の採用により、昆虫類への影響を低減する。 ・照明灯にルーバー（細長い羽板を隙間を空けて平行に組んだ遮光器具）等を設置して必要箇所以外は照らさないようにする。 ・ホタルなど照明の光が繁殖行動に重大な影響を与える生物の生息地域を保全する必要がある場合は、遮光壁などで光を遮断する等の配慮を行う。
<p>植物</p>	<p>◎在来種を主体とした植栽・緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の改変を行った際に生じた裸地には環境への適応、地域の生態系への影響などを考慮し、在来種を主体とした植栽・緑化に努める。 ・緑化の際に、のり面の早期安定のため外来種を併用する場合においても、生態系被害防止外来種リスト^{注)}に掲載された植物は使用しないも

	<p>のとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地表面の植生を伴った土が工事の際に発生した場合、土の部分は在来植物の種を多く含んでいるため、客土として裸地の覆土等への利用を検討する。 ・地域の動物のための食餌木を減少させる場合は、移植や植樹を検討する。 <p>注) 正式名称を「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」という。外来種について、日本及び海外等での生態系への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化したもの。外来生物法に基づく特定外来生物も含む。それら以外の掲載種については外来生物法の規制はないが、生態系等への被害を及ぼすおそれがあるため、取扱いに注意が必要。</p>
<p>【工事段階】 動物・生態系</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●重要な動植物の生息・生育地の消失・縮小の低減 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域内又は周辺に重要な動植物の生息・生育地がある場合は、それらの場所への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し、踏み荒らしたりしないようにする。 ●一時的に改変した自然環境の復元 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に伴って一時的に改変された自然環境は、できるだけ従前の状態に復元する。また、植生は現地の表土の移植等による復元に努める。 ●配慮すべき動物の生態を考慮した工事計画の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・動物の行動範囲及び生態は、冬眠、渡り、繁殖、営巣など、時期によって変化するため、配慮すべき動物が影響範囲内に生息する場合は、それぞれの特性に配慮した工事計画の作成に努める。
<p>【工事段階】 大気・騒音・振動 (建設機械、車両関係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●建設機械、工事車両の稼働方法の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働が最小限となるような施工計画を検討する。 ・工事車両等の経済的な運行速度の遵守、急発進・空ふかしを抑制する。 ・建設機械の稼働が集中することによる影響が懸念される場合は、機械の稼働が重複しないような施工計画を作成する。 ●工事車両の走行ルートや走行時間帯の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬車両等の走行による大気汚染、騒音・振動の影響を低減させるための走行ルートを検討する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の交通と安全性を考慮し、生活道路や離合困難道路への侵入をさけたルートを検討する。 ・通勤時間帯等の渋滞時間の走行は極力避ける。 <p>●低公害型の建設機械の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低公害型（低騒音型、排ガス対策型等）の建設機械を使用することで大気汚染及び騒音・振動の低減を図る。
<p>大気（粉じん対策）</p>	<p>●住宅隣接地等での粉じんの発生抑制</p> <p>住宅隣接地等で粉じん被害が発生するおそれがある場合は、粉じんの発生抑制対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・散水や加湿の実施、防塵シートの敷設を行う。 ・工事関係車両の出口にタイヤ洗浄装置の設置等を行う。
<p>騒音</p>	<p>●学校、病院、福祉施設、民家等の隣接地での騒音の低減</p> <p>学校、病院、福祉施設、民家等の隣接により騒音を低減させる必要がある工事においては、騒音低減対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遮音壁や防音シートを設置する。 ・超低騒音型機械及び電動機械を使用する。 ・作業方法の検討及び作業時間の規制を設ける。
<p>【工事段階】 水質（濁水対策）</p>	<p>●濁水の流下・拡散防止措置の設置</p> <p>工事による濁水により、周辺地域に泥や濁水被害が生じないように濁水の流下、拡散防止施設の設置を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濁水処理プラントの設置（トンネル工事やダム・堰工事等） ・沈砂池、調整池の設置（一定規模以上の工事） ・仮設沈砂池、釜場の設置等による一時貯留（小規模工事等） ・汚濁防止シートの設置（湖畔や海洋域の工事等） <p>●濁水の発生に対する施工時期の配慮</p> <p>河川隣接区域や広範囲にわたる切土・盛土等により濁水が河川に流入することを防ぐことが困難な工事は、下記の時期を避けることを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・梅雨時期、台風時期等の出水期 ・稚鮎等の放流時期、産卵時期等 <p>●工事途中における裸地部からの濁水発生対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当区間を早期に完成させる。 ・床堀や片切等で工事途中の暫定的なり面が長期間になる場合は、ビ

	<p>ニールシートで覆う等の対策をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 端末部に仮設沈砂池や土砂溜めを設ける。 <p>●河川区域内の工事における濁水防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川内の工事区域を土のうや矢板等による仮締切や切回し水路の設置により濁水の流出を抑える。 ・ 河川区域内の瀬替えなど著しい濁水の発生が抑えられない場合においても、3～4日程度で著しい濁水の発生を抑えるように努める。(自然の状態でも台風等により3～4日の濁水の発生は起こり得るが、この期間内であれば生態系へのダメージは少ない)
水質・土壌汚染	<p>●土壌・地下水汚染に配慮した工法や対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地盤改良等では地下水等の周辺の水利用の状況に応じた工法を選定する。 ・ 生コンクリートの洗浄水やダムのグリーンカット排水等でセメントや薬液の混じった排水は適正に管理する。(アルカリ排水や六価クロムの流出チェック等)
【設計段階】 廃棄物	<p>◎建設廃棄物等の発生抑制、再資源化、適正処理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の発生抑制等を考慮した事業計画を策定する。 ・ 大分県リサイクル認定製品の積極的な利用に努める。
【工事段階】 建設廃棄物	<p>●建設廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等)の再資源化、適正処理等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能な建設廃棄物は再生材として再利用する。 ・ 建設廃棄物を再生処理しないで再利用する場合は適正に使用する。 (伐採木の仮設資材や土留め材としての使用、コンクリート塊の袋詰め玉石工の中詰め材としての使用等) <p>●分別保管の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事現場内で建設廃棄物の分別解体、収集を行い、他の資源が混入しないような保管に努める。
建設副産物 (建設発生土)	<p>●建設発生土の発生抑制と他工事への利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 切土量、盛土(埋土)量のバランスを保った設計として残土が発生しない様に努める。 ・ 残土の発生が避けられない場合においても、他の工事との調整を図って流用土としての利用に努める。 ・ 流用に伴う仮置土(建設発生土)からの土砂流出や粉じん発生がないように対策を講じる。

	<p>●残土処理地の環境保全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残土を残土処理地で処分する場合には、処理地での伐採等二次的な環境破壊が起きない場所の選定を検討する。 ・雨水や湧水等による残土の崩壊や流出防止対策を確実に行う。 ・裸地部は在来種を主体とした植生を行う等早期の復元に努める。
<p>【設計段階】 地球温暖化対策 (CO₂排出削減)</p>	<p>◎省資源、省エネルギーに配慮した建設資材の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場内における建設廃棄物の再利用や、再生資源の積極的な利用に努める。 ・建設資材に長寿命の資材を使用して構造物の耐久性の向上を図ることで、維持補修費等を抑える。 <p>◎高効率機器の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業に伴い導入する設備については、品質面、価格面等を考慮し、できる限りエネルギー消費の少なく、耐久性の高い機器の導入に努める。(LED照明など)
<p>【工事段階】 地球温暖化対策 (森林の保護)</p>	<p>●森林資源の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの一種である CO₂ (二酸化炭素) の吸収源となる熱帯雨林を守るため、熱帯産木材の使用を間伐材に替えるなど森林資源の保護に努める。

【2 道路の建設に関する事項（農道・林道を含む）】

※【1 各事業共通事項】に加えて当該事項を確認すること

環境要素区分	環境配慮事項等
【計画・設計段階】 景観	<p>◎◎周辺景観と調和した道路計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地、農村、山地部等のそれぞれの周辺の景観と調和した道路計画の策定に努める。 ・橋梁等の巨大構造物を設置する場合は周辺景観との調和にも気を配る。 <p>◎周囲の景観と調和した道路附属施設の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガードレールや標識、遮音壁などの道路附属施設は周囲の景観に対して調和がとれ、違和感の少ないものを選定する。
【設計段階】 動物・植物	<p>◎環境施設帯^{注)}を設置する場合は連続した植樹帯の設置を検討</p> <p>注) 環境施設帯とは、道路に付帯して整備される植樹帯、路肩、歩道、副道等の幹線道路の沿道の生活環境を保全するための道路施設</p>
動物	<p>◎ロードキル（動物が道路上で車に轢かれる現象）の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物が道路に侵入しないような路肩形状を工夫するとともに進入防止施設等の設置を検討する。 ・大型動物の場合などではドライバーも危険にさらされるため、被害の危険が高い箇所は注意看板を設置する。
植物・生態系	<p>◎河川や水路の付替えの際の自然環境の復元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路工事に伴って付替えられた河川や水路については、現況の自然環境の復元に努めること。 ・人工的な河川の付替えが長い区間となる場合は従前以上の自然環境の創出を考慮すること。
【計画・設計段階】 大気・騒音・振動等	<p>◎周辺住民の住環境に配慮した道路計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線計画を立てる際には、住宅密集地を回避するなど周辺の住環境に配慮した計画や構造を検討する。 <p>◎低騒音舗装の敷設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅密集地等で騒音被害を減じる必要がある場合には低騒音舗装を検討する。
【設計段階】 水質(地下水)	<p>◎透水性舗装や透水性側溝、雨水浸透柵の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水のかん養が必要な地域で、なおかつ、雨水の浸透により地盤の強度低下の恐れがない場合には雨水浸透施設を検討する。

【3 河川の整備、堰の建設に関する事項】

※【1 各事業共通事項】に加えて当該事項を確認すること

環境要素区分	環境配慮事項等
<p>【計画・設計段階】 上位計画との整合</p>	<p>◎◎河川整備基本方針・河川整備計画との整合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備基本方針が設定されている水系においては、方針の環境に関する事項を反映した計画を立てる。 ・河川整備計画が設定されている河川区間については、整備計画の環境に関する事項を反映した設計を行う。
<p>【設計段階】 景観</p>	<p>◎現地の景観に調和した工法・材料の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川は自然地形の一部であるため、周辺の自然景観と調和した工法の採用に努める。 ・護岸に石を使用する場合は河床を構成している石との調和に配慮する。
<p>人と自然との触れ合い</p>	<p>◎水辺の散策路や親水性護岸の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親水性の高い水辺環境の整備が必要な場合は、日常的に水辺を利用できるように河川管理道を兼ねた水辺の散策路を設置する。 ・上記の場合、緩傾斜で親水性の高い護岸を整備する。
<p>【設計段階】 動物・植物・生態系</p>	<p>◎蛇行、瀬、淵、ワンドの保全と創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川改修工事においては、定型断面での拡幅や直線的な河道設置はできるだけ避け、従前の河川形状を保全するよう努める。(河川は、蛇行や岩盤等の河床材料の変化により早瀬、淵、平瀬、ワンドなどの環境が維持され、それらに合わせて多様な生物が生息している)。 ・淵やワンド等の形状が自然状態で維持されるためにはコントロールとなるポイントがあるので、そのポイントの保全にも留意する。 <p>◎水辺植生の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川改修の断面を設定する場合には現況の水辺植物の生息域は極力残した断面計画とし、陸域部の拡幅による断面確保に努める。 ・河床掘削の際にも水際部の掘削は出来るだけ避け、陸域部の掘削にとどめるように努める。 <p>◎護岸整備における水際部の多様性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・護岸を設置する場合は、多様な生物が生息できるように空石積等の多孔質護岸の採用に努める。 ・のり尻部に寄せ石や木杭の設置等を検討することにより水際部の流速に変化を持たせ、水辺植生が復元しやすいような環境整備に努める。

<p>動物</p>	<p>◎魚類等が生息、移動できる水深の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水量の少ない時期でも魚類や水生生物が生息できるように低水路や淵等により、魚類等の生息や移動が可能な水深の確保に努める。 <p>◎出水時において魚類等が避難出来る空間の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河岸形状や護岸形状の工夫、河床への巨石の配置等によって出水時においても水生生物が下流まで流されないように魚類等の避難空間の確保に努める。 <p>◎魚類等の移動のために上下流の連続性を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堰堤や取水堰を改修する場合は魚類が遡上できる構造や魚道の設置を検討する。 ・落差工を設置する場合は緩傾斜落差工を原則とし、魚類等の遡上が容易となるような形状を工夫する。
<p>【工事段階】 動物・植物・生態系</p>	<p>●河道内における工事該当箇所以外の攪乱行為の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況の河床形状や生態系を保全するため、河道内の仮設道路の設置や建設重機の移動は極力避ける施工に努める。 <p>●河床を掘削する場合は大きな石は河床に残す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掘削の際には河床の表面にある大きな石はできるだけ持ち出さず、河床掘削後も掘削前と同様の河床構成となるように努める。(河床の転石は鮎等の魚類の生息に必要)。
<p>【設計段階】 水質</p>	<p>◎多自然川づくりによる水質浄化の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺植生や多孔質護岸により水中の有機物の沈殿・吸着・吸収を図る。 ・早瀬や転石による小落差の保全や創出に努める。(流水が泡立つことにより曝気されて溶存酸素量が増え、微生物による水質浄化が促進)。
<p>水質 (水量確保)</p>	<p>◎ダム・堰等からの取水量の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム・堰等の改築を行う場合、取水施設は水利権で設定されている流量以上の取水が出来ないような構造とするように努める。 ・正常流量^{注)}が設定されている河川の場合は維持流量分が確実に放流されるような構造とするように努める。 <p>注) 正常流量とは、河川環境等に関する「河川維持流量」と河川水の利用に関する「水利流量」とを同時に満たす流量。</p>

【4 宅地・工業団地・土地区画整理等の造成事業に関する事項】

※【1 各事業共通事項】に加えて当該事項を確認すること

環境要素区分	環境配慮事項等
【計画段階】 周辺環境への影響 (場所選定段階)	○周辺環境に影響を与えない場所の選定 ・社会基盤（上下水等、道路等）の整備が容易な場所の選定を検討する。 ・周辺の水道の安全確保及び水質悪化を防ぐため、水道水源の上流での立地を回避するよう努める。 ・計画地周辺に住宅密集地が存在する場合、周辺環境への影響（大気汚染、騒音・振動、悪臭等）が考えられるため、住宅密集地の回避に努める。
【設計段階】 景観	◎良好な町並み等を創造するために電柱を地中化 ・電柱が良好な町並み景観の阻害となる場合は電柱の地中化を検討する。
人と自然との触れ合い	◎芝生広場、公園等の整備 ・住宅団地の整備に当たっては、災害時の避難場所等としても活用できる芝生広場、公園等の整備に努める。
【設計段階】 動物・植物・生態系	◎生物生息空間の創出 ・周辺地域の自然環境を考慮し、緑地や未利用地等を利用して適切な生物生息空間の創出に努める。
植物	◎緑地率（緑被率）の確保 ・緑地率（緑被率）については個々の規則や事業における制限値以上とする。 ・再開発の場合などでは現況の値以上となるように努める。
【設計段階】 水質汚濁・土壌汚染	◎生活污水の適正な処理 ・污水の処理は共同のし尿処理施設を整備、もしくは公共下水道への接続を図ることを原則とする。 ・上記の措置が取れない場合においては、合併処理浄化槽の整備等により生活污水を区域外に流さない対策をとる。
水量(地下水)	◎透水性舗装や透水性側溝、雨水浸透柵の設置 ・地下水のかん養が必要な地域で、かつ、雨水の浸透により地盤の強度低下のおそれがない場合には雨水浸透施設を検討する。 ◎地下水利用の場合は地盤沈下等に配慮した揚水量の設定 ・給水に地下水を利用する場合は、地盤沈下の発生や周辺の地下水利用への影響が生じない範囲での揚水量とする。

<p>水量(再利用)</p>	<p>◎雨水の貯留利用や中水利用設備の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ洗浄用水、散水用水、雑用水などは雨水を貯留利用もしくは中水の使用を検討する。
<p>【設計・工事段階】 土壌汚染</p>	<p>◎●搬入土砂の土壌環境基準の適合を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然由来の土砂以外の土砂を搬入する場合は、搬入土砂の土壌試験の実施等により人体や動植物に悪影響を与えないものを使用する。
<p>【供用段階】 廃棄物等</p>	<p>●企業間での共同処理・再利用の体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各工場から発生した産業廃棄物等は、可能な限り企業間において共同処理や再利用に努める体制を構築する。

【5 建築物の建設に関する事項】

※【1 各事業共通事項】に加えて当該事項を確認すること

環境要素区分	環境配慮事項等
<p>【計画・設計段階】 景観（建築物の外観）</p>	<p>◎◎歴史的景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風致地区等で歴史的な景観が存在している場合には、地元や専門家の意見を聞きながら地域の景観保全の支障とならない建築物の外観形成に努める。 <p>◎◎良好な町並み等を保全し、快適な都市景観の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町並みの中の一景観要素として該当建築物を考え、周囲の景観との調和した外観を検討する。 <p>◎建築物は周辺景観との調和に配慮した材料の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物は、周辺の建物や構造物と類似した地場産素材、天然素材等の使用及び周辺植生と調和した樹種による植栽など、形態、意匠、色彩等を考慮し、地域の景観の保全と創出に努める。
<p>【設計段階】 人体の健康</p>	<p>◎人の健康に配慮した内装材等の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・快適な生活空間を確保するため、建築物に使用する内装材等は、人の健康に配慮したものを使用し、人体への影響が懸念される物質を使用している資材等は使用しない。
<p>【設計段階】 大気（風害）</p>	<p>◎高層ビル建設に際しては風害防止に配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の建物配置や建物形状、緩衝帯の設置等の検討により風害の発生防止に努める。
<p>騒音</p>	<p>◎低騒音型室外機等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺への騒音対策が必要となる場合は、施設に導入する室外機を低騒音型の機器にするなどで騒音防止対策に努める。
<p>日照</p>	<p>◎日照障害の防止に配慮した施設形状や施設配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅、学校、病院、福祉施設等の日照確保を必要とする建物の分布状況を把握し、日照が必要な建物と当該建築物との距離や高さの関係を考慮して日照障害の起さない施設形状や施設配置に努める。
<p>電波障害</p>	<p>◎電波障害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に建築物による電波障害の影響範囲想定と影響範囲内の状況調査により電波障害の有無を調べ、発生が懸念される場合は防止対策を検討する。
<p>【設計段階】 水質（水の利用）</p>	<p>◎節水機器の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節水機器の積極的な導入により無駄な水使用の減量に努める。

	<p>◎雨水の貯留利用や中水利用設備の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ洗浄用水、散水用水、雑用水などは雨水を貯留利用もしくは中水の使用を検討する。
<p>【設計段階】 地球温暖化対策 (CO₂排出削減)</p>	<p>◎省エネルギー型機器の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー型機器の積極的な導入によりランニングコストの低減を図る。 <p>◎敷地、壁面、屋上の施設緑化の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地（駐車場や歩道等）、壁面、屋上は、アスファルトやコンクリートだけで覆わず、芝やツタ等の植生を検討することで緑化に努める。 <p>◎断熱材や断熱製品の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開口部の断熱を高めるための二重サッシ、複層ガラス、断熱ドアの採用や熱線吸収ガラス、熱線反射ガラス等の使用に努める。

【6 農業・農村設備（ほ場、用排水路、ため池等）に関する事項】

※【1 各事業共通事項】に加えて当該事項を確認すること

農道整備については【2 道路の建設に関する事項】を確認すること

環境要素区分	環境配慮事項等
【計画段階】 上位計画との整合	○田園環境整備マスタープランの反映 ・農業農村整備事業においては田園環境整備マスタープランを反映させた計画とする。
【設計段階】 景観	◎里山や小川等のある農山村景観を保全した整備 ・各地域の田園環境整備マスタープランに基づき農山村の景観保全に努める。
人と自然との触れ合い	◎人がふれあえる水辺環境の創造 ・水辺環境を整備する場合には、人びとが自然と触れ合えるよう親水性が高い水辺環境となるよう努める。
【設計段階】 動物	◎生物生息空間の保全と創出 ・周辺地域の自然環境を考慮し、里山などの山林や未利用地等と連携して生物生息空間の保全と創出に努める。 ◎河川及び水路の連続性の確保 ・堰等の取水施設を設置または改良する場合は、魚類や水生動物が遡上できる構造や魚道の設置を検討する。 ◎多様な生物が生息できる水路整備 ・用排水路の整備に当たっては、魚類の生息のために水たまり部を確保したり、水際部を緑化する等により多様な生物が生息できるような整備に努める。
【工事段階】 生態系	●工事中に改変した水路や河川等の復元 ・工事に伴って一時的に改変された水路や河川は、その形状、水深、底質、水際線の材質などを元の状態の復元に努める。
【設計段階】 水質（水量確保）	●ダム・堰等からの取水量の適正化 ・ダム・堰等の改築を行う場合、取水施設は水利権で設定されている流量以上の取水が出来ないような構造とするように努める。 ・正常流量 ^{注)} が設定されている河川の場合は維持流量分が確実に放流されるような構造とするように努める。 注) 正常流量とは、河川環境等に関する「河川維持流量」と河川水の利用に関する「水利流量」とを同時に満たす流量。

【7 港湾・漁港・海岸整備（埋立）事業に関する事項】

※【1 各事業共通事項】に加えて当該事項を確認すること

環境要素区分	環境配慮事項等
<p>【計画段階】 生態系、景観</p>	<p>○自然海岸や海面の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立による海面の消滅や海岸の改修による自然海岸の改変に伴い、良好な景観の消滅や水産資源へ影響が懸念されるため、できるだけ海岸域の埋立てを抑制するとともに、自然海岸の保全に努める。 <p>○藻場、干潟の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藻場、干潟は、生物生息環境として貴重であり、水質浄化、レクリエーションの場などとして多様な機能を有しているため、埋立の抑制や保全に努める。
<p>【設計段階】 人と自然とのふれあい</p>	<p>◎人が自然とふれあえる親水空間の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親水空間の整備が必要な場合は、親水性護岸の整備等により人々が自然とふれあえる親水性が高い海浜環境の創出に努める。
<p>【工事段階】 水質(汚濁対策)</p>	<p>●汚水・濁水の発生・拡散を抑えた工法の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上からの資材投入を避け、海中からの投入に努める。 ・汚濁防止シート等の設置の検討により濁水が広がることを防ぐ。 <p>●海水浴時期における工事の中止・抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺に海水浴場等がある場合、海水浴時期における工事の中止・抑制を検討する

【8 公園・レジャー施設等の整備事業に関する事項】

※【1 各事業共通事項】に加えて当該事項を確認すること

環境要素区分	環境配慮事項等
【計画段階】 周辺環境への影響 (場所選定段階)	○公共交通機関の利用が可能な場所の選定 ・公共交通機関が利用しやすい場所に施設整備をすることで施設の利便性を向上させると共に、マイカー利用を減らして車による環境影響の低減を図る。
【設計段階】 景観、騒音	◎緩衝緑地帯の設置の検討 ・施設内と施設外を完全に遮断したい場合や施設内で発生する騒音を緩和したい場合などでは緩衝緑地帯の設置を検討する。
【設計段階】 動物・植物・生態系	◎植樹による生物の生息環境の創出 ・まとまった区間の植樹により樹林を創出に努める。 ・様々な樹種を数多く植えることで多くの鳥が飛来してくる環境を目指す。
【設計段階】 人と自然との触れ合い	◎自然と触れ合えるような施設整備 ・施設整備の必要に応じて、親水性の高い水辺の整備や、森林浴の出来るような散策道の整備など自然と触れ合えるような整備を検討する。
【設計・工事段階】 水質（再利用）	◎雨水の貯留利用や中水利用設備の導入 ・トイレ洗浄用水、散水用水、雑用水などは雨水を貯留利用もしくは中水の使用を検討する。
土壌汚染等	◎●搬入土砂の土壌環境基準の適合を確認 ・自然由来の土砂以外の土砂を搬入する場合は、搬入土砂の土壌試験の実施等により人体や動植物に悪影響を与えないものを使用する。
【設計段階】 地球温暖化対策	◎敷地、壁面、屋上の施設緑化 ・敷地（駐車場や歩道等）、壁面、屋上は、アスファルトやコンクリートだけで覆わず、芝やツタ等の植生を検討することで環境配慮に努める。
〃（渋滞対策）	◎駐車場の適正配置、迅速誘導の案内板の設置 ・駐車場の配置や案内板の設置により、進入路や敷地内での運転時間の短縮に配慮する。

【9 治山事業及び砂防事業に関する事項】

※【1 各事業共通事項】に加えて当該事項を確認すること

林道整備については【2 道路の建設に関する事項】を確認すること

環境要素区分	環境配慮事項等
<p>【設計段階】 景観</p>	<p>◎森林景観を保全する整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人里から森林を見たときに違和感を感じない整備を行うように努めると共に、山腹が荒廃している場合は山腹工の設置などで森林景観の復元に努める。
<p>景観（構造物）</p>	<p>◎森林景観と調和した構造物の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備により切土のり面が発生する場合は極力緑化や植樹を主体としたのり面保護に努める。 ・ダムや擁壁、流路工等のコンクリート構造物を設置する場合は、植林の実施や設置位置の工夫等により人里からみた景観に配慮する。
<p>【設計段階】 動物</p>	<p>◎土砂流出防止施設による動物の移動障害の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林内に設置するダム等の土砂流出防止施設により小動物の移動支障が懸念される場合は、設置場所の検討、施設の形状の工夫等により移動障害の軽減に努める。
<p>植物</p>	<p>◎施設周辺の植林による森林の復元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備により立木の伐採が生じた場合は、施設整備後に伐採箇所及び周辺の植林を行う等で森林の早期の復元に努める。 <p>◎荒廃山腹対策における森林復元の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒廃山腹からの土砂流出対策においては、ダムによる流下防止施設の検討だけでなく、山腹工の設置も検討することにより森林復元に配慮する。 ・山腹工の植生においては、在来種を主体とするなど周辺植生との調和に配慮する。

【10 太陽光発電所の設置に関する事項】

※【1 各事業共通事項】に加えて当該事項を確認すること

環境要素区分	環境配慮事項等
【計画・設計段階】 土地の安定性 水質（濁水対策）	◎◎土地の安定化への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・土地の安定性を確保するために、地域の気象、地形、地質等を考慮して太陽光パネル（太陽電池モジュール）や付帯設備等の配置を検討する。 ・切土又は盛土を行う場合は、法面の安定性の検討を十分に行った上で、安定化が図れる勾配や工法を決定する。
【設計段階】 景観	◎周辺景観への調和 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネルや付帯設備等の色彩は、周辺環境との調和に配慮したものとする。 ・アレイは周辺環境との調和に配慮した高さ、配置とする。 ・敷地境界から距離（バッファゾーン）をとってアレイを配置する。 ・敷地境界周辺に植栽を施す、又は周辺部の森林を残す。 ・既存の太陽光発電設備がある場合は、既存施設と新設設備を同系色にする。
騒音	◎パワーコンディショナ等の騒音源対策 <ul style="list-style-type: none"> ・パワーコンディショナ等を住居等から離れた場所に設置する。 ・パワーコンディショナ等に囲いを設ける、住居等との境界部に壁を設置する等の防音対策を検討する。
反射光	◎太陽光パネルの反射光対策 <ul style="list-style-type: none"> ・住居等が近くにある場合は、反射光が当たらないようにアレイの向きや配置を検討する。 ・太陽光の反射を抑えた防眩仕様パネルを採用する。 ・住居等との境界部にフェンス等を設置する、又は植栽を施す。
【工事段階】 水質（濁水対策） 人と自然との触れ合い	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂流出・濁水の発生に対する防止策 ・洗掘や雨裂による土砂流出・濁水の発生を防止するため、法面保護工を行うなど、土砂流出・濁水発生防止策を講ずる。 ●隣接する人と自然との触れ合い活動の場への配慮 ・隣接する人と自然との触れ合い活動の場がある場合は、造成工事による土ぼこり、建設機械や工事用車両による騒音・振動の影響が及ばないように配慮する。

<p>【供用段階】</p> <p>廃棄物</p> <p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●環境配慮事項の定期的な状況確認と維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴い、周辺の環境に影響を及ぼす状況が発生したときに、適切な対策を直ちに講ずることができるよう、外部から見えやすい場所に連絡先を明示する。(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則において標識の掲示義務あり) ●事業終了後における適切な撤去・処分の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法等の関係法令や、既存のガイドライン等を確認し、事業終了後における太陽光パネル等の適切な撤去・処分について計画を検討する。
-------------------------------------	---

第4章 環境関連情報

1 主に県が所管する環境関連情報

環境関連情報の一例と担当課室は表5のとおりです。関係法令等や環境関連情報の収集、事業の実施に当たり必要な手続の確認に活用してください。詳細な内容は、各担当課室に確認をお願いします。

表5 環境関連情報担当課室

関係法令・条例等	環境関連情報の例	担当課室
環境影響評価法	対象事業の事業区分、規模	環境保全課
大分県環境影響評価条例		
大分県環境配慮推進要綱		
大分県自主的環境配慮指針		
環境基本法	大気汚染に係る環境基準 水質汚濁に係る環境基準 騒音に係る環境基準	
大気汚染防止法	ばい煙発生施設の排出基準 揮発性有機化合物排出施設の排出基準 大気環境測定結果	
水質汚濁防止法	特定事業場の排水基準（一律排水基準、総量規制基準） 水環境測定結果（河川、湖沼、海域、地下水）	
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	特定事業場の排水基準（上乘せ排水基準）	
瀬戸内海環境保全特別措置法	法による対象区域	
ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設の排出基準（排出ガス、排水等） 環境中のダイオキシン類測定結果（大気、水質、底質、土壌）	
土壌汚染対策法	要措置区域、形質変更時要届出区域 特定有害物質と指定基準 土地の形質変更届出等	

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例	たい積行為の規制 特定事業の許可等	環境保全課
大分県生活環境の保全等に関する条例	特定工場等に関する規制（大気、水質）	
騒音規制法	特定工場等の規制基準値、規制地域 特定建設作業の規制基準値、規制地域 自動車騒音常時監視結果	
振動規制法	特定工場等の規制基準値、規制地域 特定建設作業の規制基準値、規制地域	
悪臭防止法	工場・事業場における特定悪臭物質又は臭気指数による規制基準	
美しく快適な大分県づくり条例	照明に関する配慮、投光器の使用の禁止	うつくし作戦推進課
	事業者等の責務	
地球温暖化対策の推進に関する法律	温室効果ガスの排出抑制等	脱炭素社会推進室
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	排出事業者の処理責任、処理委託基準、指定区域（廃止した廃物最終処分場）	循環社会推進課
大分県廃棄物の適正な処理に関する条例	産業廃棄物処理施設の設置等	
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	フロン類の再生又は破壊業者の許可等	
消防法	危険物製造所等の許可	消防保安室
自然環境保全法	自然環境保全地域	自然保護推進室
自然公園法	国立公園・国定公園の区域	
大分県立自然公園条例	県立自然公園の区域	
大分県自然環境保全条例	公園事業等の規定	
大分県自然海浜保全地区条例	自然海浜保全地区 区域内の行為の規制・届出等	
絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律	希少野生動植物 生息地等保護区	
大分県希少野生動植物の保護に関する条例		

温泉法	温泉掘削許可 特別保護地域、保護地域	
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域、農用地区域	水田畑地化・ 集落営農課
農地法	農地転用許可	
森林法	保安林の指定等 地域森林計画区域	森林保全課
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	森との共生推 進室
大分県環境緑化条例	緑化地域の指定等	
道路法	道路工事施工承認	道路建設課
河川法	河川区域	河川課
海岸法	海岸保全区域	
港湾法	港湾計画、港湾区域	港湾課
砂防法	砂防指定地	砂防課
地すべり等防止法	地すべり防止区域	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急斜面地崩壊危険区域	
景観法	沿道景観保全地区	都市・まちづ くり推進課
大分県沿道の景観保全等に関する条例	沿道環境美化地区 地区内の行為の届出等	
国土利用計画法	規制区域	
都市計画法	都市計画区域、市街化区域、 市街化調整区域、用途地域 風致地区における建築等の規制 開発行為の許可	
開発行為の許可等に関する条例	開発行為等の規制	
都市公園法	都市公園 都市緑地	公園・生活排 水課
建築基準法	建築確認 位置の指定、工作物の設置	建築住宅課
公有水面埋立法	埋立免許	漁港漁村整備 課

		河川課、港湾課
大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針	商業・サービス振興課
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地、史跡・名勝・天然記念物指定地	文化課
大分県文化財保護条例		

2 市町村が所管する環境関連情報

環境関係法令及び県が制定した条例等以外に、市町村においても環境保全等に関する条例、要綱等が制定されています。市町村が所管する環境関係連情報については、環境行政担当課などで確認してください。

各市町村の環境行政担当課は表6のとおりです。

表6 市町村環境行政担当課

市町村	環境行政担当課
大分市	環境対策課
別府市	生活環境課
中津市	環境政策課
日田市	環境課
佐伯市	環境対策課
臼杵市	環境課
津久見市	環境保全課
竹田市	環境課
豊後高田市	環境課
杵築市	市民生活課
宇佐市	生活環境課
豊後大野市	環境衛生課
由布市	環境課
国東市	環境衛生課
姫島村	生活環境課
日出町	住民生活課
九重町	商工観光・自然環境課
玖珠町	住民課

別表 1 事業特性把握シート

事業特性把握事項	記入欄
1 事業の種類	
2 事業の目的と効果	
①目的	
②事業の実施により期待する効果	
3 事業実施区域の位置	
①地域の分類 (該当地域に○をする)	山地地域 ・ 里地地域 ・ 平地地域 ・ 沿岸地域 その他：
②区域の住所	起点側： 終点側：
4 事業の概要	
①事業の規模 (延長、面積等)	
②事業の期間 (工事期間、供用開始 予定時期)	～
③施設の概要等	
5 その他の事業に関する事項	

別表2 地域特性把握シート

I 自然的状況の項目

地域特性把握事項	特性把握における参考資料等	記入欄
1 地形、地質、土壌の状況 ①地形、地質の状況 ・形状、構造等 ・重要な地形、地質	【EADAS】 地形分類図 日本の典型地形 日本の地形レッドデータ 表層地質図 表層地質図（断層） レッドデータ土壌	
②危険地形等の状況 ・浸水想定区域 ・地すべり区域 ・土石流発生危険区域 ・斜面崩壊危険区域等	【EADAS】 砂防三法指定区域 山地災害危険地区（民有林） 土砂災害危険箇所 土砂災害特別警戒区域（範囲） 土砂災害計画区域浸水想定区域（洪水・津波） 【県 HP】 土砂災害警戒区域等指定状況情報	
③土壌汚染の状況 ・現況、発生源の状況等	【県 HP】 土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況 (現地調査)	
④地盤沈下の状況 ・現況	(現地調査)	
2 水象、水質等の状況 ①河川、湖沼、海域（海岸、干潟等）の分布状況	【EADAS】 河川、湖沼の位置 藻場、干潟、湿地の分布 【県 HP 他】 環境白書（大分県版及び市町村版） 大分県河川管内図	
②流量、流域、水質等の状況	【EADAS】 河川、湖沼の公共用水域水質測定点 【県 HP】 環境白書 公共用水域及び地下水の水質測定結果	
③名水や湧水の状況	【EADAS】 名水百選、平成の名水百選	
④地下水の状況 ・水位の変化 ・水質 ・揚水状況等	【県 HP】 環境白書 公共用水域及び地下水の水質測定結果	

⑤水質汚濁等の状況 ・現況、発生源の状況等	(現地調査)	
3 気象、大気質、騒音、振動、 その他の状況 ①気象の状況 ・気象の概況(風、雨量) ・地形等による気象特性等	気象庁気象観測データ等	
②大気汚染の状況 ・現況、発生源の状況等	【県 HP】 大気環境測定報告書 環境白書 (現地調査)	
③騒音・振動の状況 ・現況、発生源の状況等	【県 HP】 騒音・振動規制地域図 環境白書	
④悪臭の状況 ・現況、発生源の状況等	【県 HP】 悪臭規制地域図 環境白書	
⑤その他の状況(風害、日照阻 害、電波障害等の状況)	(現地調査)	
4 景観及び人と自然との触れ合 いの活動の場の状況 ①景観の状況 ・景観資源 ・主要眺望点の分布状況等	【EADAS】 自然景観資源(河川、火山、海岸、 山地) 【EADAS】 観光資源 レクリエーション施設等	
②歴史的景観や景勝地、風致地 区等の状況	【県 HP】 環境白書	
③巨木林・巨石群等の良好な 景観の状況	【EADAS】 巨樹・巨木林 【県 HP】 環境白書	
④人と自然との触れ合い活動 の場の状況 ・野外レクリエーション施 設の分布等	【EADAS】 観光資源 レクリエーション施設等 観光マップ	
5 文化財の状況 ①史跡・名称・天然記念物、歴 史的建造物、町並み等有形 の文化財の有無	【EADAS】 国指定文化財 都道府県指定文化財	
②埋蔵文化財の有無	【EADAS】 埋蔵文化財包蔵地	

	大分県遺跡地図等	
6 動植物の生息・生育及び生態系の状況 ①動物の状況 ・動物種 ・地域個体群 ・希少種等の生息状況等	【EADAS】 動物の生息状況（哺乳類、鳥類、爬虫類等） 【環境省 HP】 レッドデータブック・レッドリスト 【県 HP】 レッドデータブック（大分県版）	
②植物の状況 ・植物種 ・植物群落 ・希少種等の生育状況等	【EADAS】 絶滅危惧種（植物） 特定植物群落 巨樹・巨木林 保護林 現存植生図 植生自然度図 保護林 【環境省 HP】 レッドデータブック・レッドリスト 【県 HP】 レッドデータブック（大分県版）	
③生態系の状況 ・注目種等の生態、他の動植物との相互関係等	【EADAS】 生態系の状況（注目すべき生息地）	
④野生動植物の良好な生息・生育環境である地域の有無 ・湿原、平原、自然林、自然海岸、干潟、藻場、自然河川、溪流、その他人の活動の影響を受けていない地域等	【EADAS】 保安林 世界ジオパーク・日本ジオパーク 【EADAS】 藻場、干潟 自然公園区域（国立公園、国定公園、大分県立自然公園） 自然環境保全地域（大分県指定） 鳥獣保護区（大分県指定） ユネスコエコパーク（生物圏保存地域） ラムサール条約湿地	

注) EADAS : 環境アセスメントデータベース (<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>)

II 社会的状況の項目

地域特性把握事項	特性把握における参考資料等	記入欄
1 人口及び産業の状況 ①人口 ・人口分布及び推移 ②産業の状況 ・就業人口 ・出荷額等	【県 HP】 大分県統計年鑑等の統計資料	
2 土地利用の状況 ①行政区画の状況 ②現況の土地利用状況 ③土地利用計画等 ・地域指定状況その他土地利用計画等	【国土交通省 HP】 土地利用基本計画図 【県 HP】 大分県土地利用基本計画書	
3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の状況 ①水利用の状況 ・上水道、工業用水、地下水の利用状況等 ②公共用水域の利用状況 ③河川、湖沼等の利水状況 ④地下水の利用状況	【EADAS】 水道用水・工業用水・農業用水・発電用水関係（利水現況図） 上水道関連施設 【県 HP】 大分県の水道 市町村の水道水源保護区域図 大分県河川管内図等	
4 交通の状況 ①交通施設の分布 ・主要な交通施設（道路、鉄道、港湾等）の分布状況 ②幹線道路の自動車交通量 ③鉄道、船舶等の運行回数、利用者数等	【EADAS】 道路（道路分類） 船舶通航量 道路地図 道路交通センサス等	
5 環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の配置の状況 ①学校、病院、療養施設等の分布状況 ②集落の分布状況 ③中高層住宅の立地状況	【EADAS】 学校 病院・診療所 福祉施設	
6 下水道等の整備の状況 ①下水道の整備状況及び処理人	下水道の整備図 公共下水道整備計画	

<p>口、整備計画等</p> <p>②し尿処理上等の整備状況等</p> <p>③ごみ焼却施設、リサイクル施設等の整備の状況</p>		
<p>7 地域の環境への負荷に関する状況</p> <p>①公害苦情の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生件数や内容 <p>②廃棄物等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生量 ・再資源化量 ・処分量の状況等 <p>③温室効果ガス等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出量の状況等 	<p>【EADAS、県 HP】 産業廃棄物処理施設</p> <p>【県 HP】 環境白書 一般廃棄物処理施設 一般廃棄物処理の現況</p>	

別表3 環境関係法令把握シート

分類	環境関係法令に基づく規制等	記入欄
<p>公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準</p>	<p>①大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置を予定しているか。</p> <p>②環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の指定状況は。</p> <p>③騒音規制法に基づく区域の指定状況は。</p> <p>④振動規制法に基づく区域の指定状況は。</p> <p>⑤悪臭防止法に基づく区域の指定状況は。</p> <p>⑥周辺の公共用水域（海域、河川、湖沼）の状況は。</p> <p>⑦その水域の環境基準の指定状況は。</p> <p>⑧水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置を予定しているか。</p> <p>⑨瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく瀬戸内海又は県の区域か。</p>	<p>設置あり・設置なし</p> <p>() 類型・指定なし</p> <p>第 種区域（特定工場等） 第 号区域（特定建設作業）</p> <p>第 種区域（特定工場等） 第 号区域（特定建設作業）</p> <p>第 種区域</p> <p>海域： 河川： 湖沼：</p> <p>水域名： (類型：)</p> <p>設置あり・設置なし</p> <p>区域内・区域外</p>
<p>自然環境の保全に関する法令に基づく地域地区の指定状況</p>	<p>① 国立公園、国定公園、県立自然園の区域内か。 (参考：自然公園等配置図等)</p> <p>②自然環境保全法に基づき指定された自然環境保全地域はあるか。 (参考：自然環境保全地域等配置図等)</p> <p>③森林法に基づき指定された保安林はあるか。 (参考：緑化地域配置図等)</p> <p>④県及び市町村指定の特別保護樹木・保護樹林等はあるか。 (参考：特別保護樹木・樹林分布図等)</p> <p>⑤絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき指定された生息地等の保護区はあるか。</p>	<p>区域内・区域外 (公園名：)</p> <p>地域内・地域外 (地域名：)</p> <p>ある・ない 保安林の種類： (概ねの面積：)</p> <p>ある・ない</p> <p>ある・ない</p>

	<p>⑥鳥獣保護及び狩猟に関する法律に基づき設定された鳥獣保護区はあるか。 (参考：鳥獣保護区等配置図等)</p> <p>⑦ラムサール条約に基づき指定された湿地はあるか。</p> <p>⑧環境省及び大分県のレッドデータブックに掲載された種の生息・生育が確認されている区域はあるか。</p> <p>⑨沿道景観の保全等に関する条例に基づき指定された沿道景観保全地区等はあるか。 (参考：沿道景観保全地区等配置図等)</p> <p>⑩市町村の環境保全条例、水道水源保護条例等で定める規制対象事業か。また、水道水源保護区域か。</p>	<p>ある・ない</p> <p>ある・ない</p> <p>ある・ない (確認種：)</p> <p>ある・ない (地区名：)</p> <p>該当・非該当 (区域名：)</p>
資源等の保護・保全に関する法令に基づく地域地区の指定状況	<p>①水産資源保護法に基づき指定された保護水面はあるか。</p> <p>②文化財保護法、大分県文化財保護条例、各市町村文化財保護条例に基づき指定・登録された史跡・名勝又は天然記念物はあるか。</p> <p>③都市計画法に基づき指定された風致地区等はあるか。</p> <p>④温泉掘削の特別保護・保護地域に指定されている地域か。</p>	<p>ある・ない</p> <p>ある・ない (文化財の名称：) (根拠法・条例：)</p> <p>ある・ない</p> <p>ある・ない (保護地域名：)</p>
一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域	<p>①都市計画法に基づく用途地域の指定はあるか。</p> <p>②砂防法に基づく砂防指定地はあるか。</p> <p>③急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域はあるか。</p> <p>④地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域はあるか。</p>	<p>ある・ない (用地地域名：)</p> <p>ある・ない (地区名：)</p> <p>ある・ない (区域名：)</p> <p>ある・ない (区域名：)</p>

<p>国及び県・市町村 の環境保全に関する 施策に係る項目</p>	<p>①大分県環境基本計画の内容に沿った 事業になっているか。</p> <p>②市町村環境基本計画の内容にそった 事業になっているか。</p>	<p>該当する基本目標・指標等 ()</p> <p>該当する基本目標・指標等 ()</p>
---	---	---